農委広報

てんどう

令和４年11月15日
天童市農業委員会
No.125

主な内容

２〜３ 遊休農地について
４〜５ 市長へ意見書の提出・違反転用について
６ 先進地視察研修について
７ 農業委員会からのお知らせ
８ 頑張る新規就農者

今年も各地区で農地パトロールを実施

農業委員会では、7月25日から8月4日まで、市内全域において遊休農地の実態調査を実施しました。調査結果については別表のとおりです。前年度末以降に解消された面積は約2・5ヘクタールで新たに遊休農地となった面積は約4・4ヘクタールとなっています。

利用意向調査

遊休農地実態調査で、遊休農地と判断した農地の所有者に、農業上の利用について意向調査を行います。

【意向調査内容】

○農地中間管理機構に貸し付ける
○自分で買い手又は借り手を見つける
○自分で耕作する

ただし、表明した意向のとおりに利用されていない場合には、農地中間管理機構との協議を勧告します。なお、勧告対象となった農地は固定資産税が通常の1・8倍になることがあります。

※**農地中間管理機構**＝各都道府県に設置された公的機関であり、山形県では、(公財)やまがた農業支援センターがその役割を担っています。農地中間管理機構では、離農や規模縮小などで、農地を貸したい農家から農地を借り受け、農業経営の効率化や規模拡大に意欲のある農家へ貸し付ける事業を行っています。

地　区	遊休農地面積 ㎡	令和４年度調査結果		
		解消㎡	新規㎡	非農地判断㎡
天　童	7,449	0	0	0
成　生	23,413	4,074	16,704	5,342
蔵　増	17,812	0	5,368	0
寺　津	7,722	0	2,754	0
津　山	17,165	937	11,953	0
山　口	5,785	13,847	827	6,874
高　擶	19,065	966	6,149	0
干　布	20,064	4,847	0	1,000
荒　谷	13,311	0	733	0
計	131,786	24,671	44,488	13,216

パトロールの様子（成生地区）

取り組もう！遊休農地の解消と発生防止

遊休農地とは

遊休農地とは、次のような農地をいいます。

○過去１年以上にわたって耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地
○周辺農地と比べて、著しく利用頻度が低い農地

ただし、作物を作付けしていなくとも、草刈りなどの管理がされていれば、遊休農地には該当しません。

遊休農地を放置しておくことは次のような悪影響を招きます。

①害虫や黒星病等の発生を招き、周囲の農地に悪影響を及ぼします。
②サルやクマ、イノシシ等の鳥獣被害の発生原因になります。
③地域の担い手農家への農地の集積化を妨げる原因になります。

遊休農地の解消・発生防止に関する補助金

■遊休農地解消対策事業

遊休農地を耕作可能な農地に復元するために必要な、抜根・整地、障害物の撤去に係る費用に対する補助

◎対象農地
農業委員会の実態調査等で遊休農地に該当している農地

◎交付対象者
遊休農地を５年以上の期間で賃貸借契約を結んだ借手

◎交付金額（10ａあたりの上限額）
伐採・抜根・整地等　15万円
障害物の撤去（ハウス、棚等）　10万円

■農地リニューアル支援推進事業

高齢または後継者不足などの理由で農地を更地にするために係る費用に対する補助

◎対象農地
現在貸し出していない農地

◎交付対象者
農地を所有しており、高齢等で離農が見込まれる方

◎交付金額（10ａあたりの上限）
伐採・抜根・整地等　５万円
障害物の撤去（ハウス、棚等）　２万５千円

※補助金の交付決定前に着手した事業については、補助金は交付できません。

遊休農地解消前

解消後

市長に意見書を提出

農業委員会は、令和５年度に向けた農林業施策に関する意見書を令和４年10月26日に市長へ提出しました。意見書の概要は次のような内容になっています。

1 農地利用の最適化について

(1) 担い手への農地利用の集積・集約化について

ア 地域の実情に即した「地域計画」の策定

地域農業における中心経営体や地域の農業の将来のあり方を明確にする「人・農地プラン」が、農業経営基盤強化促進法の改正により「地域計画」として法定化されました。新たに、10年後に目指すべき農地利用の姿を示す「目標地図」の作成が求められます。

「地域計画」は、地域の実情に即した計画とし、大字単位を基本として策定するよう求めます。

イ 地籍調査の早期完了

地籍調査の実施によって隣接地との境界と地籍が明確になり、担い手への農地利用の集積・集約化が大きく促進されます。

地籍調査の完了期限を明確にし、早期完了を求めます。

(2) 遊休農地の発生防止・解消について

ア 農地リニューアル支援推進事業補助金の拡充

高齢又は後継者不足等の理由により、所有者が農地を更地にする費用の一部を支援していますが、補助金額は実事業費の２割程度にとどまっています。

農地の遊休化を未然に防止するため、補助基準単価の増額を求めます。

イ 遊休農地解消対策事業補助金の堅持

令和３年度に拡充された遊休農地解消対策事業補助金について、補助基準単価及び予算総額を堅持するよう求めます。

ウ 農地法第42条に基づく措置命令

市長は、遊休農地における病害虫の発生等、周辺農地に著しい支障が生じると認められる場合は、当該農地の所有者に対し、その支障の除去等必要な措置を講ずるよう命ずることができます。

また、当該農地の所有者が、当該命令の期限までに必要な措置を講じないときは、市長自らその必要な措置を講じ、その費用を当該農地の所有者に負担させることができます。

こうした遊休農地に関する措置について、適時、適正かつ厳格に講ずるよう求めます。

(3) 新規参入の促進について

ア 親元就農者に対する支援

親元就農は、単なる事業継承にとどまらず、農業生産活動の継続により、農地が持つ公益的・多面的機能の保全に寄与します。また、若者の地元定着により、地域コミュニティの維持及び活性化に大きな役割を果たします。

国の「経営継承・発展等支援事業」や「経営発展支援事業」の対象とならない親元就農者に対し、本市独自の就農奨励金（１回限り１００万円）等の支援を講ずるよう求めます。

イ 移住希望者の就農支援

昨今の少子化に加え、首都圏等への若者の流出に歯止めがかからず、近い将来、新たな就農者の確保が困難になると見込まれます。Ｕターン又はＩターンによる移住者へ就農を促す必要がありますが、移住者は生活基盤が整っていないため、新規就農のハードルが高くなります。

移住者が就農するためには、研修期間中及び収穫可能期までの生活資金や、住宅及び作業場の確保、農業機械の購入等についてパッケージ型のサポートが必要です。地域おこし協力隊や「てんどう移住の窓口」を活用し、県内外の移住希望者へ積極的な情報発信を求めます。

2 農業の振興について

(1) 農道の舗装及び除雪について

ア 農道の舗装

農道は、農業生産活動を支える重要な農業基盤の一つです。農道の舗装によって、消毒等の農作業の効率化、農作物の運搬時における品質保持、農地の遊休化の未然防止等が期待されます。

農道舗装整備事業の実施計画に基づき、着実な農道の舗装を求めます。

イ 農道の除雪

近年、気象条件が変化し、豪雪となる年が多いように感じられます。豪雪時は、果樹の枝折れや、雨除けハウス等の農業用施設の被害状況の確認とその対応のため、平常時よりも早い時期に樹園地へ立ち入る必要が生じます。

農道の除雪は原則年１回ですが、豪雪時は複数回の除雪が可能となるよう十分な予算の確保を求めます。

(2) 鳥獣被害対策について

サル・クマ用のネット電気柵は高さが２ｍを超え、その支柱は70㎝程度の土中打込みが必要です。また、

サル・クマ用のネット電気柵が必要な園地は山間部にあることが多く、不安定な作業条件となることから、農業従事者では安全に設置することが困難です。
　サル・クマ用のネット電気柵に限り、鳥獣被害防止総合対策事業補助金において設置費も補助対象とするよう求めます。

(3) 農業機械の購入（更新）費用の助成について

　農業生産活動には、トラクター、スピードスプレイヤー、乗用草刈り機及び高所作業車等の高価格な農業機械が必要不可欠です。
　本市の「農業担い手等経営確立支援事業」において、認定農業者又は認定新規就農者等に対し、農業機械の取得費の一部を支援していますが、補助上限額は30万円から70万円にとどまっています。農業機械は経営面積に比例して使用頻度が高くなることから、経営面積に応じた支援となるよう見直しを求めます。

(4) 農業生産資材の価格高騰対策について

　世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、化学肥料原材料の国際価格が大幅に上昇したほか、農薬や燃料等の農業生産資材の価格が急騰しています。
　現在、化学肥料の低減や堆肥等の国内資源の活用に取り組む農業者に対し、肥料コスト上昇分の一部を支援する措置が講じられていますが、他の農業生産資材についても同様の支援が講じられるよう求めます。

(5) 農業委員会事務局体制の拡充について

　農業従事者の高齢化に伴い、今後、遊休農地の増加が危惧されます。また、複数年にわたる悪質な違反転用者に対し、農地法に則った厳格な対応が求められます。さらに、10年後に目指すべき農地利用の姿を示す「目標地図」の素案を農業委員会が作成することになりました。
　農地業務の質及び量ともに増加しており、農地事務を担当する「農地係」を設置し、総務担当等との２係体制とするよう求めます。

ストップ違反転用！

STOP！

○農地転用とは

「農地を農地以外のもの」にすることをいいます。
　例：住宅地、工場用地、駐車場、資材置場、一時的な残土置場など

○違反転用行為とは

- 許可を受けないで農地を転用すること
- 転用許可に付した条件に違反すること
- 虚偽等の不正な手段による許可を受けること
- 許可を受けないで農地等を転用するために権利の設定・移転を行うこと
- 違反転用者からその違反に係る工事等を請け負うこと

○違反転用行為を行うと

許可なく転用行為をした場合は、農地法に違反することとなり、原状回復命令や罰則の適用があります。

①　工事その他の行為の停止等を書面で是正勧告
　↓勧告に従わない場合
②　原状回復命令・許可の取り消し等（農地法第51条第１項）
③　行政代執行（農地法第51条第３項）

罰則　３年以下の懲役または300万円（法人の場合１億円）以下の罰金（農地法第64条・第67条）

○農地を転用する計画がある場合は

農地の場所や用途等によって、許可の要件が異なります。
あらかじめ農業委員会事務局にご相談ください。

先進地視察研修報告

７月21日・22日の２日間、茨城県下妻市と福島県会津若松市にて行政視察を行いました。農業委員14名、農地利用最適化推進委員４名の参加となりました。

茨城県下妻市農業委員会においては、タブレットを活用した農地パトロール、貸付希望農地のホームページ公開について学びました。近々、本市農業委員会においてもタブレットが導入されるため、大変役に立ちました。

福島県会津若松市農業委員会においては、農業相談日及び出張農業相談日を設けて、農地の売買や賃借、新規就農等について何でも相談できる日があり、非常に活動的で農家に近い農業委員会であるように感じました。

今回の行政視察で学んだことを今後の農業委員会活動の参考にしていきます。

（運営委員長　清野貢市）

茨城県下妻市

下妻市は茨城県南西部に位置する人口約４万１千人、面積80㎢の町で、主な農産物としては梨、米、豚があります。

茨城県では、県と全市町村が共同で県域統合型ＧＩＳを整備しており、平成25年から現在の地図システムを利用しているそうです。これに加え下妻市では、「農地利用状況調査」に特化したシステム（モバイルＧＩＳ）も導入し、令和２年からはタブレット端末を利用しながら農地利用状況調査等を行っているそうです。モバイルＧＩＳでは、農業委員が農地の所在地、地目、地積調査結果を確認できて農地の特定が容易になり、遊休農地の把握が飛躍的に進んだそうです。また、事務局側では耕作権限、所有者、耕作者情報も確認することができるので、現地調査結果を庁舎内からリアルタイムで確認でき、業務の効率化にもつながっているということでした。本市でも今後タブレットの導入を予定しているので、非常に参考になりました。

貸付を希望する方と経営拡大等で農地を借り受けたい方のマッチング（農地マッチング制度）についても積極的に行っており、担い手不足や遊休農地の発生防止・解消にも大きく関係しているように感じました。

全体を通して、非常に先進的で参考になる研修でした。本市でも遊休農地の発生防止・解消に向けて、さらなる対策を考えていかなければならないと感じました。（農業委員　五十嵐慶一）

福島県会津若松市

福島県会津若松市は、市町村合併で市域が拡大したことにより、面積が本市の３倍、人口も２倍近くある大きな市でした。

農業委員会の活動としては、月に１回「農業相談日」を設けており、農地の売買や賃借、新規就農に関することなど、農業に関することを幅広く、何でも相談できる機会を設定していました。市町村合併により農業委員会事務局が遠隔になってしまったために、年に１回は市内４箇所の会場に出向いて、「出張農業相談会」を開催しているそうです。また、研修会等も精力的に実施しており、多い年では年に十数回を超えることもあるようでした。遊休農地で、荒廃した柿畑であった所を農地に復元し「エゴマ」を栽培した事例もあることから、遊休農地解消へのつながりも感じられました。

これらの活動の多さは農業委員、農地利用最適化推進委員の負担にならないのかとの質問も出されましたが、何事も前向きに取り組んでいるとのことでした。私たちも農家に寄り添った農業委員会でなくてはならないと感じました。

（農業委員　小川　晋）

全国農業新聞を購読しましょう！

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が農業者の立場に立って編集・発行している「農家のための情報誌」です。

地方版で身近なニュースもお伝えしています。

●**購読料**　月額７００円（税込）
●**発行所**　全国農業会議所
●**発　行**　毎週金曜日
●**申込み**　天童市農業委員会事務局（市役所２階）
☎６５４－１１１１　内線２３３

農業者年金に加入しませんか。

～老後の備えは国民年金＋農業者年金で安心～

■**農業者なら誰でも入れる「終身年金」です**
■**一定の要件を満たす方には、月額最大1万円の保険料補助**
■**加入で大きな節税効果！保険料は全額社会保険料控除の対象**

※農業者年金の加入には「国民年金の第1号被保険者であること」「年間60日以上農業に従事していること」「20歳以上60歳未満であること」の３つの要件を満たしている必要があります。

詳しくは農業者年金基金のホームページをご覧ください。
http://www.nounen.go.jp

農地中間管理事業をご活用ください！

農地中間管理事業とは？

県指定の農地中間管理機構（公益財団法人やまがた農業支援センター）が農地を借り入れ、地域の担い手や農業経営規模の拡大を目指す方に貸し付けすることで、農用地の利用の効率化を図り、農業の生産性を向上させることを目的としています。

貸し手のメリット

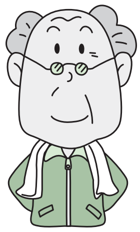

・機構は公的機関なので安心して貸せます。
・機構から直接賃借料を受け取ることができます。
・要件を満たすと、固定資産税の軽減措置等の支援措置があります

→ 貸し付け → **農地中間管理機構**（公益財団法人やまがた農業支援センター） → 貸付け（転貸） →

借り手のメリット

・貸し手が複数の場合でも機構からのみ借り受けすることになります。
・口座引落としにより、賃料を払うことができます。

申請時期
・貸付者　随時
・借受者　令和５年度耕作分は令和４年11月30日まで

受　付
天童市農林課農政係
（☎654－1111　内線215）

頑張る新規就農者

中川　淑子 さん（荒谷地区）

―― 就農したきっかけは？

元々ワイン好きだった私がワインを造りたいと思い、全国の様々なワイナリーを訪れた結果、夫の地元の天童市に親戚の耕作放棄地があることを知り、ここでブドウを栽培してワイン造りに取り組もうと決意しました。

―― 現在の経営内容は？

ワイン用ブドウ約114ａ、生食用ブドウ約20ａの栽培をしています。2022年にワイン醸造所を開設し、秋からは自社畑ブドウ100％のワインを製造しています。

～ 農業をやってみて思うこと ～

全く未経験の中、農業を始めたので最初はわからないことだらけでしたが、美味しいブドウとそこから造るワインを最高のものにしたいという一心で、耕作放棄地の畑にワイン用ブドウの苗木を植え、栽培面積を増やしながら今日まで続けてきました。

Ｉターンによる農業未経験者の新規就農ということで、地域の方には重労働を続けられるかといった御心配をして頂きつつも、親切丁寧にサポートして頂きました。その甲斐もあり、新規就農１年目はほんのわずかしか収穫できなかった畑から、年を重ねるたびに少しずつ収量を増やしてきています。毎年違う気候や生育条件なので、まだまだ先が読めないことだらけですが、ワイン用ブドウをよりよいものにすることで、荒谷地区の農業に貢献できるのだと確信を持ってきました。

ワイン醸造に関しても、天童市のサポートのもと少量の生産でも醸造免許が取得できるワイン特区の制度を活用し、ワイナリーの開設を実現することができました。ワイン造りに一番大切なのはブドウの品質の高さですので、これからは満足いく農作物を作る努力を惜しまず、それができた時の喜びや充実感を色々な方と共有し、農業の楽しさを伝えられるように頑張ります。

編集後記

今年も台風がやってきました。予報では、今までにない勢力を持った台風15号が日本に上陸し、縦断するというものでした。今回は、「風台風」で速度が遅いということだったので、秋果実の落下がとても心配されました。幸いにも意外とすんなり通過し、被害も少なかったようで一安心でした。

他県では、台風の被害が甚大なものになっているところがあります。

農業は自然相手です。今、災害がない時こそもしもの時の対策が必要だと思いました。

（山口光利委員）

10月20日(木)津山小学校の５年生が稲刈り体験を行いました。

広報編集委員会
委員長　今野　滋
職務代理者　梅津　節子
委員　仲野　真
〃　山口　光利
〃　吉田　英徳
〃　那須　桂子